

広島県告示第二百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成二十七年広島県告示第四百二十五号	広島県広島市安佐北区可部町大字上町屋、同区可部町大字桐原、同区可部町大字南原、同区可部町大字下町屋、同区大林町及び同区三入南一丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇二）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇二隣一 a）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇二隣一 b）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇二隣二 a）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇二隣二 b）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇四 a）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇四 b）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇四 c）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇四 d）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
南原川支川（二一〇五）	土石流	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域

八 a)	桐原川支川一一(五三四)	土石流	
~	桐原川支川六(五三四五)	土石流	
九隣 b)	桐原川支川二二(二一四)	土石流	
九隣 a)	桐原川支川二二(二一四)	土石流	
九)	桐原川支川二二(二一四)	土石流	
七)	桐原川支川一九(二一四)	土石流	
六)	桐原川支川一八(二一四)	土石流	
五)	桐原川支川二七(二一四)	土石流	
三)	桐原川支川二五(二一四)	土石流	
二)	桐原川支川一〇(二一四)	土石流	
~	桐原川支川二(二一三九)	土石流	
八)	根谷川支川八一(二一二)	土石流	
	根谷川支川(二二一〇)	土石流	
	山倉川支川(二一〇八)	土石流	
	根谷川支川(二一〇七)	土石流	
~	根谷川支川(二一〇六 b)	土石流	
~	根谷川支川(二一〇六 a)	土石流	

穴郷川 (六二四隣 a)	土石流	
b) 南原川支川 (五三〇二隣)	土石流	
a) 南原川支川 (五三〇二隣)	土石流	
) 南原川支川 (五三〇二隣)	土石流	
) 南原川支川 (五三〇二隣 a)	土石流	
南原川支川 (五三〇二隣)	土石流	
南原川支川 (五三〇二隣)	土石流	
南原川支川 (五三〇二隣)	土石流	
根谷川支川 (一一五〇)	土石流	
桐原川支川一八 (一一四六隣)	土石流	
桐原川支川一六 (一一四四)	土石流	
南原川支川 (一一〇三)	土石流	
山倉川 (六三九 c)	土石流	
山倉川 (六三九 b)	土石流	
山倉川 (六三九 a)	土石流	
山倉川支川 (六三八)	土石流	
山倉川支川 (六三七 b)	土石流	
山倉川支川 (六三七 a)	土石流	

桐原川支川二一 (六三〇 隣)	土石流	
中応寺神立川 (六二三七)	土石流	
根谷川支川八八 (一一三 八)	土石流	
中応寺神立川 (六二五隣 b)	土石流	
中応寺神立川 (六二五 h)	土石流	
中応寺神立川 (六二五 d)	土石流	
中応寺神立川 (六二五 c)	土石流	
中応寺神立川 (六二五 b)	土石流	
中応寺神立川 (六二五 a)	土石流	
穴郷川 (六二四隣 c)	土石流	
穴郷川 (六二四隣 b)	土石流	
穴郷川 (六二四 a)	土石流	
穴郷川 (六二三六隣)	土石流	
穴郷川 (六二三六 a)	土石流	
根谷川支川八〇 (一一二 七隣)	土石流	
桐原川支川一四 (六二七)	土石流	